官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一六）　一

〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一二）　三
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（**総務**三二）　四
○水底線路の保護区域を指定する等の件（**同**三三）　四
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件（**法務**七八）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**七九）　五
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（**財務**四五）　六
○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（**同**四六）　六
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（**文部科学**一〇）　六
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**二九五）　六
○漁港指定の一部を改正する件（**同**二九六）　七
○漁港の指定を取り消す件（**同**二九七）　八
○漁港を指定する件の一部を改正する件（**同**二九八）　八
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**六三、六四）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**六五）　九
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**六六）　九
○道路に関する件（**東北地方整備局**九）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**関東地方整備局**二一）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**一三）　九
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**七）　九

〔国会事項〕　二

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　二

〔叙位・叙勲〕　二

〔褒　賞〕　二

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　二

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二八
会社その他

省　令

○厚生労働省令第十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号及び第二項並びに第六十三条第一項第七号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の五の次に次の一条を加える。

（建設労働者緊急雇用確保助成金）

第十七条の五の二　法第六十二条第一項第五号及び第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、第百九条、第百十五条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条、第百四十条及び前条に規定するもののほか、平成二十三年三月三十一日までの間、建設労働者緊急雇用確保助成金を支給するものとする。

2　建設労働者緊急雇用確保助成金は、建設業新分野教育訓練助成金及び建設業離職者雇用開発助成金とする。

3　建設業新分野教育訓練助成金は、第一号に該当する中小建設事業主（建設労働法第二条第五項に規定する事業主であつて、その資本金の額若しくは出資の総額が三億円を超えないもの又はその常時雇用する労働者の数が三百人を超えないものをいう。以下この項において同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小建設事業主であること。

イ　建設事業（建設労働法第二条第三項に規定する事業をいう。以下同じ。）以外の事業（以下この項において「新分野事業」という。）を新たに行う中小建設事業主であること。